

(様式第1号)

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和 8年 3月 4日

評価 機 関	名 称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
	所 在 地	広島県広島市南区皆実町一丁目6-29
	事業所との契約日	令和7年8月8日
	訪 問 調 査 日	令和7年10月1日
	評価結果の確定日	令和8年2月17日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	向原こぼと園	種 別	保育所		
事業所代表者名	住吉 貴久	開設年月日	平成26年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 三篠会	定 員	75	利用人数	63
所 在 地	〒739-1201 安芸高田市向原町坂350				
電話番号	0826-46-7022	F A X 番 号	0826-46-3838		
ホームページアドレス	mukaiharakobato@misasakai.or.jp				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
・0歳児から5歳児までの保育	・保護者懇談会 ・七夕会 ・十五夜会
・短時間保育（8:30～16:30）	・個人面談
・標準時間保育（7:30～18:30）	・生活発表会 ・節分豆まき ・ひなまつり会
・一時保育 ・障がい児保育	・卒園式
・園庭開放	（毎月の行事）
	・身体測定 ・誕生日会 ・避難訓練
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
・保育室 6室	・給食室 1
	・事務室 1
	・調乳室 1
	・園児用トイレ 1
	・職員用トイレ 1

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
・園長	1		
・主任保育教諭	1		
・保育教諭	17		
・調理員	4		
・嘱託医（内科）	1		
・嘱託医（歯科）	1		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

毎年作成している「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に方針と目標を具体的に明記しており、月次、週次、日次の目標を持ってサービスを提供している。

入口、園庭、食堂、各クラス、面談室、事務所は十分な広さがあり、園児が快適に過ごせる様に室温が管理されている。

「土曜夜市」など地域行事に積極的に参加すると共に、絵本の読み聞かせなどのボランティアの受け入れをしており、地域との交流を大切にしている。

市の広報誌にて地域の出生状況を把握し、翌年の定員等の協議を市と行うなど、計画的に事業を進めている。

自己評価を実施し第三者評価を受審して、サービスの質の向上に取り組んでいる。マニュアルやガイドラインに沿ったサービスを提供している。

◎特に評価の高い点

安芸高田市の「子ども・子育て支援会議」の委員を務めており、会議を通じて制度に関する意見を伝えたり、地域の会合に参加し住民の要望等を聞いている。保育所、小学校、中学校、高等学校の校長会が2～3か月ごとに開催され参加している。地域の課題について意見交換をするとともに、連携を図っている。

職員との面談や会議を通じて人員配置の検討やICTの導入など、業務の効率化に取り組んでいる。職員への情報伝達アプリ、保護者との情報伝達アプリや登園管理などICT化を進めている。

毎日、朝夕と昼食時に異年齢で交流することにより、相互の発達に役立っている。あわせて2階の認知症高齢者グループホームの入所者との交流の機会がある。

◎特に改善を求められる点

市の広報誌にて地域の出生状況を把握し翌年の定員等の協議を市と行うなど計画的に事業を進めているが、具体的な数字を見込んだ明文化した中長期計画の策定を期待したい。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園としては、前回令和5年1月に第三者評価を受審して以来の評価となりました。前回から実施機関が変更となり、評価はどのようなものになるのかと不安がありました。

しかしながら調査開始から、調査員さんの丁寧で厚意的なご発言に励まされ、安心して評価を受けることができました。誠にありがとうございました。評価項目毎に記載をすすめていく中で、事業所としてあるべき姿、現状の不十分な状況を再確認し、改善すべき点などの気づきに役立ちました。

また、調査員から設問に対して「こことここは、このような観点から評価できます」など、高い評価をしていただくことが多かったです。

今回の評価を受け、園の課題となる項目が明確となりました。地域密着のこども園とはどのような連携を目指せば良いか、健全な適正運営を展開していくために各種マニュアルの見直し・更新、不足の部分に対しては作成の方向で着手していきたいと考えております。この度は様々なご教示をいただき、有意義な機会を得られましたことに感謝いたします。ありがとうございました。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	法人理念はホームページや職員手帳に掲載している。職員には研修や会議を通じて理念や基本方針を伝え、保護者には入園時と毎年行っている保護者会にて周知している。毎年作成している「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に方針と目標を具体的に明記している。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 3-4	保護者アンケートや地域の実情を把握し、毎年の事業計画に活かしている。市の広報誌にて地域の出生状況を把握し翌年の定員等の協議を市と行うなど計画的に事業を進めているが、具体的な数字を見込んだ明文化された中長期計画の策定が求められる。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	管理者は、法人内や外部研修に参加し事業所内の会議や伝達講習を行っている。職員との面談や会議を通じて人員配置の検討やICTの導入など、業務の効率化に取り組んでいる。
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	法人を通じて保育動向の把握をし、地域の状況は広報誌や保護者・職員からの情報やニーズをもとに各年度の事業計画を策定している。保育ニーズだけでなく教育ニーズに応えられる運営を目指している。公認会計士の助言・指導を受けている。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	定員に伴う職員体制を見通して採用・育成を行っている。職員の目標面談を行い資格取得支援や外部研修の受講を行っている。調理部門から資格を取得し保育士になる職員もいる。保育士養成校からの実習生の受け入れや、高校生・中学生の職場体験を受け入れている。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	リスクの種類別の対応マニュアルを整備している。ヒヤリハットや事故報告書から原因分析を行い改善している。施設内安全点検表を活用し安全確保に努めている。救急救命や防犯、災害訓練などに取り組んでいる。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	入口、園庭、食堂、各クラス、面談室、事務所は十分な広さがあり、室温を管理している。毎日、保育補助者が4時間程度、トイレや洗面所、食堂、廊下などの共用部の清掃を行っている。各クラスはあそぶスペースと食事スペースがあり毎日職員が分担し清掃し点検している。エアコン清掃やワックスがけは専門業者が行っている。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	「土曜夜市」など地域行事に積極的に参加すると共に絵本の読み聞かせなどのボランティアを受け入れており、地域と交流している。保育所、小学校、中学校、高等学校の校長会が2~3か月ごとに開催され参加している。地域の課題について意見交換するとともに連携を図っている。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	安芸高田市の「子ども・子育て支援会議」の委員を務めており、会議を通じて制度に関する意見を伝えたり、地域の会合に参加し住民の要望等を聞いている。財務諸表については、法人のホームページや福祉医療機構(ワムネット)で公開している。

3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	管理者が法人理念や人権・虐待防止の研修を受け、職員に周知している。個人情報保護の規程を整備し、保護者とも同意の上で運用している。連絡ノートや意見箱、保護者アンケートを通じて意向を取り入れた運営をしている。苦情については第三者委員の紹介も含め言い易いように整備している。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	自己評価を実施し第三者評価を受審してサービスの質の向上に取り組んでいる。マニュアルやガイドラインに沿ったサービスを提供している。一人ひとりの記録を整備し、鍵付き書庫にて管理している。規程に基づき保護者から情報の開示が求められた場合は対応できる体制にある。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	園見学を積極的に受け入れるとともに、パンフレットや「入園のしおり」にて必要な情報を提供している。重要事項説明書にて詳しく説明するとともに同意を得ている。解約時の要件や手続きについて説明をし、他の事業所での保育サービスに際しては、保護者同意のもとで必要な情報を提供できる体制にある。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 体制事業の基本運営	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	職員会議は毎月行事の前に行っている。職員同士で情報を共有できるアプリを導入し、サービスの提供に活かしている。指導助言は内部に限らず、他法人の児童発達支援事業所（未就学児）や保健師の助言を受けている。子どもの情報は全クラス同じ書式に記録している。記録方法は必要に応じて研修している。書類は全て鍵がかかる部屋に納めて保管している。職員は入職時に個人情報保護研修を行い、誓約書に署名している。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	保育課程は保育の計画とねらいに連動している。子どもの一人ひとりの発達には個人差があるので入園期間中に保育目標が達成できるよう定期的に振り返りを行っている。子どもの成育歴や環境を受容し、子どもが安心して過ごす保育を行っている。朝夕は異年齢で過ごす時間を設け一緒に遊び、2階の高齢者施設のお年寄りと交流している。性差を持たないように意識して保育をしている。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	年2回健診を行っている。クラス担任は結果を把握している。重要なことは全職員で情報共有している。3歳児以上は（3歳児は9月から）バイキング形式で食事をしている。当番がメニューと食材を発表し、自分たちで食べる量を決めて器に入れている。園で育てた野菜も使っている。アレルギーの除去食は会議を通じて確認し、食事を受け取る時には3段階以上、口頭で確認している。保護者には毎日、食事の写真を展示している。試食会で保護者は子どもの様子を見ることができる。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	おもちゃの消毒は随時実施し遊具の点検は月に1回行っている。清掃は毎日、庄原市の補助制度を活用し決まった職員が行っている。感染症発生時には消毒や換気の時間「クーリントime」を設けている。乳児の部屋の外にキッズガーデンがあり、遮光ネットを張っている。全体で遊ぶ、自由遊びの時間には自分で玩具を棚から取り出している。玩具は棚から取り出しやすくしている。子どもの欲しい玩具を補充している。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	朝や食事の時に当番活動を行っている。園のバスの乗り降りに挨拶をしている。どんぐり拾いに行き、工作に使っている。数字の理解に時計を活用している。けんかは子ども自身が解決できるよう助言や代弁をしている。各年齢ごとのSIDSをチェックしている。離乳食にする時は保護者と連携をとり、家庭の様子を連絡ノートで把握している。夕方の延長保育は軽食を出している。障害児保育は全職員がウェブ講習を受け、必要に応じて専門機関の指導を受けている。
3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	概ね月1回程度、親子遠足、運動会、発表会、おたのしみ会、スペシャルサマータイム、クリスマス会、どんぐり祭りなど行事があり、保護者会も協力している。緊急時は携帯メールで一斉送信している。保護者からの相談は自己判断せず場合によって、園長や主任が面談することもある。養育で気になることは些細なことも記録し、携帯アプリで情報を共有している。マニュアルに沿って市の家庭相談員と連携している。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	感染症対策のマニュアルがある。ノロウイルスの実務研修を消毒剤の業者の協力で行っている。感染症発生時には保護者へ状況を伝えている。転倒防止グッズを使っている。月に1回様々な被害に応じた避難訓練を行い、他の法人と合同で消防署から救命救急講習を受けている。避難リュックはいつでも持ち出せるように部屋の前に掲げ、散歩のときにも訓練を兼ねて持ち出している。不審者情報は共有し、ウエストバックに携帯を入れており、常に緊急時に備えている。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	児童発達支援センターが地域に3か所ある。必要に応じて相談、助言を受けている。センターで定期的に支援を行っている。小学校入学を前に小学生と園児の交流行事がある。保小中高連絡会や保育園と小学校の連絡会が開催されている。一時保育は離乳食やアレルギー食にも対応している。月に一度園庭開放を実施し市の広報紙で紹介している。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	D	C	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	C	C	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	C	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問		第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	--	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	A	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	B	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	